

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第7条 研究者宿泊室に入居する資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 留学生宿泊室に入居する資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 京都大学に在籍する外国人留学生</p> <p>(2) 他の国立大学に在籍する外国人留学生</p> <p>(3) その他館長が適当と認める者</p> <p>第8条 入居を希望する者は、その者の所属し、又は 在籍する部局（前条第1項第2号又は第2項第2号 に該当する者の場合にあつては、その所属し、又は 在籍する大学又は機関。以下「部局等」という。）の 長を経て、館長に申請し、その許可を受けなければ ならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 入居の許可期間は、1月以上1年以内（<u>宇治 分館及びおうばく分館の研究者宿泊室においては2 週間以上1年以内</u>）とする。ただし、教育研究上特 に必要がある場合には、1年以内に限り入居の許可 期間を更新することができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第11条 入居者は、別に定めるところにより施設使 用料等を納付しなければならない。</p> <p>第12条 入居者及びその同居家族は、会館の施設、 物品の保全及び秩序の維持に努めるとともに、別に 定める会館使用規則を守らなければならない。</p>	<p>第7条</p> <p>(1)～(3)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>契約により宿泊室を貸与された大学法人（以下 「契約法人」という。）が設置する大学に在籍する 外国人留学生</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>第8条 入居を希望する者は、その者の所属し、又は 在籍する部局（前条第1項第2号又は第2項第2号 <u>若しくは第3号</u>に該当する者の場合にあつては、そ の所属し、又は 在籍する大学又は機関。以下「部局 等」という。）の長を経て、館長に申請し、その許可 を受けなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第9条 入居の許可期間は、1月以上1年以内とする。 ただし、教育研究上特に必要がある場合には、1年 以内に限り入居の許可期間を更新することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、宇治分館及びおうばく 分館の入居の許可期間は、研究者宿泊室においては 2週間以上2年以内、留学生宿泊室においては1月 以上2年以内とする。</u></p> <p><u>第9条の2 外国人留学生として入居を許可された者 であつて、新たに来日するものが、入居の許可期間 より前に留学生宿泊室に宿泊を希望する場合には、 館長は、2週間以内の期間に限り、宿泊を許可する ことができる。</u></p> <p>第11条 入居者又は<u>契約法人</u>は、別に定めるところ により施設使用料等を納付しなければならない。</p> <p><u>2 第9条の2の規定により留学生宿泊室に宿泊する 期間に係る施設使用料等の納付は要しない。</u></p> <p>第12条 入居者、<u>その同居家族及び契約法人</u>は、会 館の施設、物品の保全及び秩序の維持に努めるとと もに、別に定める会館使用規則を守らなければなら ない。</p> <p><u>第12条の2 館長は、研究者宿泊室及び留学生宿泊 室の保全、衛生、防疫、防犯、防火その他管理上の</u></p>

改正前	改正後
<p>第13条 入居者は、本人又はその同居家族がその責に帰すべき事由により会館の施設又は物品に損害を与えたときは、館長の指示により、指定の期限内にその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第14条 館長は、次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 入居者が指定の期限内に施設使用料等を納付しないとき。</p> <p>(2) 入居者又はその同居家族が第12条の規定に違反して会館の管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 入居者が前条の規定による損害の賠償を指定の期限内に履行しないとき。</p> <p>(中 略)</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、企画・情報部国際交流課において処理する。</p>	<p><u>必要があると認められる場合は、入居者の承諾を得て、宿泊室内に立ち入り、必要な措置を講ずることができるものとする。ただし、入居者の健康管理上又は災害対応上緊急に必要がある場合は、入居者の承諾を得ることなく宿泊室内に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。</u></p> <p>第13条 入居者（入居者が第7条第2項第3号の者の場合は契約法人）は、<u>入居者本人又はその同居家族がその責に帰すべき事由により会館の施設又は物品に損害を与えたときは、館長の指示により、指定の期限内にその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>第14条 館長は、次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>入居者又は契約法人</u>が指定の期限内に施設使用料等を納付しないとき。</p> <p>(2) <u>入居者、その同居家族又は契約法人</u>が第12条の規定に違反して会館の管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>入居者又は契約法人</u>が前条の規定による損害の賠償を指定の期限内に履行しないとき。</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p><u>第19条 この規程に定めるもののほか、国際交流会館の運営に関し必要な事項は、国際担当の理事が定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>